成年後見制度・日常生活自立支援事業・・・こんな時にはこの制度を!



判断能力が常に欠けている

物忘れがひどくなって家族の区別もつかない。



判断能力が 著しく不十分

物忘れが多くなってきて、 重要な契約が自分一人ではできない。



判断能力が 不十分

ほとんどのことは自分でできるが、誰かの手助けがあると 安心。

はい



判断能力が 十分でない

公共料金等の支払い忘れがあり、日常生活に不安がある。

はい

日常生活自立

支援事業



判断能力が十分にある

これからのことが不安。 将来支援してくれる人を今の うちに決めたい。



任意 後見制度

の利用をおすすめします

はいマケ

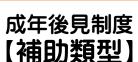
成年後見制度【後見類型】

の利用をおすすめします

成年後見制度【保佐類型】

はい

の利用をおすすめします



の利用をおすすめします

補助人

・家庭裁判所が定めた

範囲で本人が行った行

の利用をおすすめします

専門員·生活支援員

- ・専門員が困っていること の相談に応じます。
- ・生活支援員が訪問して、生活費を届けたり、 必要な支払いのお手伝い をします。

任意後見人

- ・あらかじめ、本人が決めた財産管理や生活についての「してほしい」ことに関する法律行為を行います。
- ※任意後見監督人がチェックします。

後見人

- ・日用品の購入などの 行為以外はすべて取 り消すことが出来ま
- ・本人に代わってすべての財産管理や契約などを行います。

- 保佐人
- ・法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に、取り消すことができます。
- ・家庭裁判所が定めた 範囲で、本人に代わっ て契約を行います。
- 為を取り消すことが出 来ます。
- ・家庭裁判所が定めた 範囲で、本人に代わっ て契約を行います。

滝川市社会福祉協議会が法人として選任されることもあります。

法定後見制度

成年後見制度

日常生活自立支援事業

任意後見制度

成年後見制度

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が、本人の意思を尊重し、その人に ふさわしい生活を送れるようお手伝いします。制度は 次の2種類です。

◇法定後見制度

本人や家族などが家庭裁判所に申し立てし、後見人等が選任されます。判断能力により次の3種類になります。

後見

常に判断力を欠いており、日常の買い 物も一人では難しい方。

保 佐

判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人でできるが、重要な財産の管理、処分などは難しい方。

補助

判断能力が不十分で重要な財産の管理などを一人ですることが不安な方。

◇任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、 公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい、などにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

援助内容

- ① 福祉サービスの利用援助(基本事業) 福祉サービスの利用に関する情報提供や利用手続きのお手伝い
- ② 日常的金銭管理 公共料金の支払い手続き、預貯

公共料金の支払い手続き、預貯金からの生活費の払 出しなど

③ 書類等の預かりサービス

定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切 な書類の預かり(保管は金融機関の貸金庫を利用し ます)

滝川市生活あんしんサポートセンターがお手伝いします